

第 30 号議案

亀岡市都市公園（33箇所）に係る指定管理者の
指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成28年12月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
亀岡市都市公園（33箇所）
- 2 指定管理者となる団体の名称
公益財団法人 亀岡市都市緑花協会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成33年3月31日まで